

運 免 第 5 9 2 号
(交 企 、 交 指)
令 和 元 年 1 0 月 3 日

交 通 部 各 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う外国運転免許証制度に関する
規定の整備に係る留意事項等について

見出しの件については、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号。以下「改正令」という。）が本年9月19日に公布され、本通達関連箇所に関しては即日施行されたところであるが、同政令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第39条の4の外国運転免許証制度に関する規定の整備に係る留意事項等については下記のとおりであるので、対応に万全を期されたい。

記

1 制度改正の趣旨

スロベニア共和国については、当初、ジュネーブ条約に加盟しておらず、同国の要望を踏まえ、これまでは道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第39条の4第3号に規定することにより、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第107条の2の規定に基づき、同国の運転免許証（日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。）を所持する者について、本邦に上陸をした日から起算して1年間、同国の運転免許証で運転をすることができることとされている自動車等を運転することができる（以下「外国運転免許証制度」という。）としてきたところであるが、同国はその後同条約に加盟し、平成30年5月7日から同条約に基づく国際運転免許証（以下「国際運転免許証」という。）の発給を開始したことから、法第107条の2に規定される「国際運転免許証を発給していない国又は地域」に該当しないこととなった。

以上を踏まえ、改正令においては第39条の4から同国を削除し、外国運転免許証制度の対象とならないことを明確にしたものである。

2 留意事項等

(1) 警察職員に対する教養の徹底

スロベニア共和国の運転免許証は外国運転免許証制度の対象ではないが、同国の運転免許証を所持する者については、本邦上陸後1年間の運転が可能であったこと等を踏まえ、同国の運転免許証で運転する者を認知した場合は、無免許運転の故意の有無等について慎重に確認し、検挙の可否を検討するなど、交通指導取締りや交通事故捜査の現場における対応において誤りがないよう教養を徹底すること。

(2) 我が国で自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報の推進

運転免許課においては、国際運転免許証及び外国運転免許制度について説明した県警察のホームページ等において、スロベニア共和国の運転免許証が外国運転免許証制度の対象とならないこととともに、同国発給の国際運転免許証による我が国での自動車等の運転が可能である旨の追記等、我が国を訪れて自動車等を運転しようとする者の利便を考慮した広報を推進すること。

(3) レンタカー事業者に対する指導

各警察署においては、レンタカー事業者に対して、スロベニア共和国の運転免許証は外国運転免許証制度の対象ではなく、同国の発給する国際運転免許証により本邦に上陸した日から1年間運転することができる旨の周知を図ること。

【本件担当】 運転免許課企画係